

市内障害福祉サービス等事業者 様

障害保健福祉課長 久保田 尚宏

緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について

日ごろ、当市の障害福祉行政にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年 4 月 16 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)第 32 条に基づく緊急事態宣言が発出され、静岡県知事より「特措法に基づく緊急事態措置に係る静岡県実施方針」が示されました。

つきましては、事業所(通所又は短期間の入所により利用されるものに限る)の対応は、以下のとおりとなりますので通知します。

記

1 支援が必要な方々の保護の継続

(1) 施設の対応

利用者の状況や家族の状況を踏まえ、可能な場合には通所を控えていただくことによりサービスの提供を縮小するなど、感染拡大防止のための対応を検討した上で、支援が必要な利用者に対する支援が提供されるように事業継続すること。

(2) 参照通知

- 令和 2 年 4 月 7 日事務連絡「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」
- 令和 2 年 4 月 17 日静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部「特措法に基づく緊急事態措置に係る静岡県実施方針」

2 その他

(1) 施設で感染者等が発生した場合の対応について

令和 2 年 4 月 7 日事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その 2)」に基づき、保健所に連絡し指示に従ってください。

また、障害保健福祉課、家族等に報告してください。

(2) 人員基準等の臨時的な取り扱いについて

これまで発出した通知のとおりでの取扱いとします。

- ・令和 2 年 3 月 31 日浜健障第 1433 号「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」
- ・令和 2 年 4 月 6 日浜健障第 10 号「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の代替的に提供したサービスの取扱いについて」

(3) 臨時休業をする事業所は必ず障害保健福祉課まで連絡してください。

(4) 国通知等について

市ホームページに、障害福祉サービス事業者向けの新型コロナウイルス感染症に関する情報を掲載していますので、ご確認ください。

(5) 今後、地域の感染状況により静岡県の方針が変更となる場合がありますので、その際は別途通知します。

【連絡先】

浜松市役所 障害保健福祉課 指導グループ
電話 4 5 7 - 2 8 6 0